

さあ 自宅で e-Tax!



贈与税の申告書の作成・送信は

確定申告書等作成コーナー で **e-Tax** が

簡単・便利です!

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感!

確定申告書等作成コーナーを利用すると…

画面の案内に沿って金額等を入力して作成できるので、

計算誤りがなく申告可能!



作成コーナー



自宅からe-Taxの**メリット**

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ (PDF) で送信できます。



添付書類をスマホ・スキャナなどでイメージデータ化 (PDFファイル)



パソコンにイメージ
データを取り込んで送信

※ 贈与税の申告書はスマートフォンでは作成できません。

贈与税の申告について

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②に該当する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

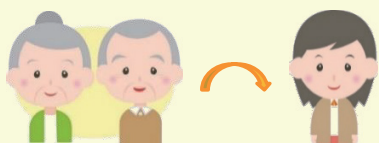
- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額 (110万円) を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用する場合

裏面もご確認ください

申告書は「確定申告書等作成コーナー」で作成・送信できます。

① 「確定申告書等作成コーナー」へパソコンでアクセス 作成コーナー

利用方法は動画でチェック



贈与税のしくみと申告手続
(暦年課税、相続時精算課税)



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画

② 「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力

③ マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信

スマートフォンで読み取り



マイナポータル
アプリを起動
(注1)



「読み取り」アイコンを選択



パソコン画面の
QRコード(注2)を
スマホで読み取り



マイナンバー
カードの読み取り

(注1) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)用のアプリをインストールしておく必要があります。
(注2) QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

又は

ICカードリーダーライタで読み取り



ICカードリーダーライタでマイナンバーカードの読み取り

- ※1 税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を利用した「ID・パスワード方式」によってもe-Taxで送信ができます(ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。)
- ※2 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[📖ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や贈与税についてお問い合わせの多い質問は「[🔍よくある質問](#)」に掲載しています。
- 「[🔍よくある質問](#)」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[📧タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- 「[📧タックスアンサー](#)」では、税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



タックスアンサー

